

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始について

- 国外転出者向けマイナンバーカードの申請が、5月下旬よりオンライン申請に変わります。
- これに伴い、領事窓口での申請受付（除く一部申請※下記参照）は、原則、終了となります。
- マイナンバーカードの交付手続きは引き続き当館の領事窓口で行います。
- なお、申請手続きのオンライン化により、従来よりも受取までの期間の短縮が見込まれます。

○ 本年5月下旬（詳細日程は未定）から、国外転出者向けマイナンバーカードについて、新規申請や更新申請等を対象に、オンライン申請がスタートします。これまで当館窓口を経由した申請を受け付けていましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式になります。

これに伴い、暗証番号の再設定等の一部の手続きを除き、当館窓口での申請受付は、オンライン申請の開始日前日をもって終了します。（新規申請等を含め、マイナンバーカードの交付は、引き続き、当館窓口で行います。）

○ 従来、当館窓口で受け付けた申請は、マイナンバーカードの交付までに約3か月を要していましたが、オンラインで受け付けた申請については、その所要期間が約2か月となり、1か月程度の期間短縮が見込まれます。

○ そのため、4月下旬以降にマイナンバーカードの申請をお考えの方は、5月下旬のオンライン申請導入を待って申請することをお勧めします。 4月下旬以降に当館窓口で申請した場合、後からオンラインで申請するよりも、マイナンバーカードの受け取りが遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

○ オンライン申請の詳細については、今後、当館ホームページ等で別途お知らせします。